

公益財団法人井上科学振興財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人井上科学振興財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、自然科学の基礎的研究の助成と優れた研究業績の顕彰を行い、もって学術の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、日本国内において次の事業を行う。

- (1) 自然科学の基礎的研究に対する助成
- (2) 自然科学の基礎的研究に関する優れた研究業績の顕彰
- (3) 自然科学の基礎的研究に関する国際学術交流の助成
- (4) 前各号のほか、前条の目的達成のために必要な事業

(その他の事業)

第5条 この法人は、前条に掲げる事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 本法人が所有する不動産の賃貸
- (2) その他前号に定める事業に関連する事業

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産、特定資産及び運用財産の3種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の目的である事業を行う上で、基盤となる重要な財産として理事会で定め

たもの

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

- 3 特定資産は、寄付者の指定又は理事会の議決により用途を特定の目的に限った財産とする。
- 4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

(財産の管理運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(基本財産の処分の制限)

第9条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経た上で、評議員会の承認を得て、基本財産の一部又はその全部を取崩し又は担保に供することができる。

(特定資産の処分及び特定資産への繰入)

第10条 特定資産への繰入れ及び特定資産の取り崩しは、理事会の議決を経て行う。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書、収支予算書等は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を経た上で、評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出する。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を受け入れ、支出をすることができる。

- 2 前項の収益、収入の受け入れ及び費用、支出の支弁は、新たに成立した予算の収益、収入の受け入れ及び費用、支出の支弁とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び収支決算書類並びにこれらの付属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、定時評議員会において、事業報告についてはその内容を報告し、計算書類及び財産目録については承認を得るものとする。

- 2 第1項に記載する書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出する。
- 3 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経た上で、評議員会の承認を得るものとする。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ手続きを経なければならない。

(保有する株式に係る議決権行使)

第15条 この法人が贈与又は遺贈により取得した株式について、その議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

(会計原則等)

第16条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第17条 この法人に、評議員10名以上15名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

(選任等)

第18条 評議員は、評議員会において選任する。

- 2 この法人の評議員の構成は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第10号及び第11号に準じたものとする。
- 3 評議員は、理事及び監事を兼任してはならない。
- 4 この法人の評議員のうちには、理事の親族その他特殊の関係のある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事の親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(権限)

第19条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の運営に関わる事項の決定並びに評議員、理事、監事の選任及び解任等の決定等に参画する。

(任期)

第20条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第17条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(解任)

第21条 評議員が次の各号の一に該当するときは、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の3分の2以上の議決により解任することができる。

この場合、評議員会において議決をする前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他評議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第22条 評議員にはその職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額100万円を超えないものとする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第23条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に掲げる事項について決議をすることができる。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任
- (2) 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程の制定

- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画及びその予算の承認
- (5) 各事業年度の事業決算の承認
- (6) 長期借入金及び基本財産の取崩し及び重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 他の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲受け又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(種類及び開催)

第24条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要に応じ随時開催することができる。

(招集)

第25条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき、理事長が招集する。

(評議員会長)

第26条 評議員会長は、評議員会において互選する。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第29条 評議員会の決議は、法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特別の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第30条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第31条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

(評議員会運営規則)

- 第32条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会で別に定める。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

- 第33条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長、2名以内の理事を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

- 第34条 役員は評議員会において選任する。
- 2 理事長及び常務理事は、理事会において選任する。
- 3 この法人の理事の構成は、認定法第5条第10号及び第11号に定める基準によるものとする。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出る。

(理事の職務・権限)

- 第35条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務の執行の決定等に参画する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故が

あるとき又は理事長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。

- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第36条 監事は、法令及びこの定款に定めるところにより、理事の職務執行状況並びにこの法人の業務及び財産の状況の監査等を行う。

(任期)

第37条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、現任者の残任期間とする。
- 5 役員は、第33条第1項で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第38条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の3分の2以上の議決により解任することができる。この場合、評議員会において議決をする前に、その役員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(報酬等)

第39条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会で別に定める。

(責任の免除又は限定)

第40条 この法人は、法人法第198条において準用される第111条第1項の理事又は監事の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第2節 顧問

(顧問)

第41条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第42条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

第3節 理事会

(設置)

第43条 この法人に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(権限)

第44条 理事会は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務執行の決定及び理事の職務執行の監督等を行う。

(種類及び開催)

第45条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度3回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて随時開催することができる。

(招集)

第46条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集することができる。

(議長)

第47条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第48条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第49条 理事会の決議は、法令及びこの定款に特別の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第50条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第51条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事がこれに記名押印する。

(理事会運営規則)

第52条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令及びこの定款に定めるもののほか、理事会で別に定める。

第5章 委員会

(選考委員会及び委員)

第53条 この法人に、第4条第1号、第2号及び第3号に定める事業の対象を選考するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、委員及び次項に定める専門委員をもって組織する。
- 3 特定分野の選考を行うため、専門委員を委嘱することができる。
- 4 委員及び専門委員は、学識経験者のうちから理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 5 選考委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定め

る。

(選考委員会以外の委員会)

第54条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、前条に規定する選考委員会以外の委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、学識経験者のうちから、理事会で選任し、理事長が委嘱する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第6章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員は理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び計算書類等
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会が別に定める。

第7章 定款の変更

(定款の変更)

第56条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条に規定する公益目的事業、第18条第1項に規定する評議員の選任及び第21条に規定する評議員の解任の方法並びに第58条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的、第4条に規定する公益目的事業並びに第18条に規定する評議員の選任及び第21条に規定する評議員の解任の方法について変更することができる。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けることとする。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出る。

第8章 公益目的取得財産残額及び残余財産の処分

(公益目的取得財産残額の贈与)

第58条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅をする場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益目的取得財産残額があるときは、理事会の議決を経た上で、評議員会の承認を得て、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人など認定法第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第59条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、理事会の議決を経た上で、評議員会の承認を得て、類似の事業を目的とする他の公益法人など認定法第5条第17号に掲げる法人、又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公 告

(公告方法)

第60条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補 則

(細則)

第61条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記日現在の理事及び監事は、次のとおりとする。

| | | | | | | |
|----|------|------|------|-------|-------|------|
| 理事 | 浅島 誠 | 新井輝隆 | 井阪健一 | 大崎 仁 | 落合卓四郎 | 北島政樹 |
| | 小谷正博 | 小間 篤 | 佐藤勝彦 | 豊島久真男 | 堀田凱樹 | |
| 監事 | 高橋厚男 | 藤田 宏 | | | | |
- 4 この法人の最初の代表理事は豊島久真男、業務執行理事は小間篤及び堀田凱樹とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次のとおりとする。

| | | | | | |
|-------|------|------|------|------|------|
| 安西祐一郎 | 飯吉厚夫 | 石村 巽 | 上田和夫 | 櫛田孝司 | 巽 和行 |
| 長田重一 | 永宮正治 | 濱口宏夫 | 平野俊夫 | 廣川信隆 | 古田元夫 |